

受付印

東日本大震災により被災した住宅用地に係る固定資産税の特例適用申告書

平成 年 月 日

銚田市長 様

申告者 (納税義務者)	住所・所在	〒 ー	電話番号	
	(フリガナ) 氏名・名称		印 所有者コード	

住宅用地に対する課税標準の特例が適用されている下記土地について、災害等により住宅に被害を受け住宅用地として使用することができないので、被害を受けた住宅用地（以下「被災住宅用地」という。）について、引き続き特例の適用を受けたく地方税法附則第56条第1項の規定により申告します。

土		地		家屋取壊年月日	今後の利用予定	備考
所在・地積 (登記簿に登載されているもの)		被災前の建物				
		用途(※1)	敷地面積			
1	所在		m ²	年 月 日		
	地積	m ²	m ²	年 月 日		
2	所在		m ²	年 月 日		
	地積	m ²	m ²	年 月 日		
3	所在		m ²	年 月 日		
	地積	m ²	m ²	年 月 日		
(例)		共同住宅	99.17 m ²	23年 7 月 15 日	未定	

※1 (利用用途一覧)

- ①…専用住宅 ②…共同住宅 ③…併用住宅

◎特例の概要

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）については、平成24年～平成33年度分まで当該土地を住宅用地とみなし、住宅用地の課税標準の特例措置を受けることができます。（法附則56-1）

◎特例適用条件

- 1) 大震災により滅失・損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地であること。
- 2) 平成23年度分で住宅用地の特例（法349の3の2）の適用を受けていた土地であること。
- 3) 平成24～33年度までの各年度の賦課期日において、家屋・構築物の敷地の用に供されていない土地であり、住宅用地として使用することができないこと。

◎特例対象者（令附則33-1）

- 1) 平成23年1月1日における被災住宅用地の所有者
- 2) 平成23年1月2日から3月10日までの間に当該土地の全部（一部）を取得した者
- 3) 1)・2)が個人の場合、平成23年3月11日以後に当該土地の全部（一部）を取得した相続人、三親等以内の親族
- 4) 1)・2)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人